

小坪2丁目県有地の活用の検討に向けた説明会

日時 2023年（令和5年）10月14日（土）

11：00～12：30

場所 市役所5階会議室

市出席者 桐ヶ谷市長、柏村副市長
経営企画部 仁科部長、（米山参事（市長随行））
四宮企画課長、神山主事、蔦木主事
環境都市部 石井部長、園部緑政課長、土屋副主幹、森主事

参加者 48名（会場 35名、オンライン 13名）

次第

開会

説明

1. 経緯
2. 判断に至った理由
3. 今後の活用について

質疑応答

閉会

（四宮企画課長）

皆様おはようございます。定刻になりましたので、説明会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、小坪2丁目県有地の活用の検討に向けた説明会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

進行等を務めます企画課長の四宮と申します。よろしく願いいたします。

本日は、小坪2丁目県有地の活用に向けた検討につきましてご説明をさせていただきます、その後に質疑応答をさせていただきます。

なお、当該県有地のある小坪地区につきましては、8月26日に小坪小学校区

コミュニティセンターで説明会を実施しております。

本日は、この8月26日に小坪で実施した説明会と基本的には同じ内容で、全市的な説明会として実施させていただくものです。

説明会の時間につきましては、市長の公務予定から12時半までとさせていただきますので、ご承知おきください。

本日報道関係の方がいらしております。お顔が映らない形で写真を撮影されますので、あわせてご了承ください。

また、この説明会はオンラインも併用して開催しております。

オンラインでご参加いただいている方につきましては、ご質問・ご意見はチャットでご入力いただいたものにお答えする形とさせていただきます。

市の出席者としてご紹介します。桐ヶ谷市長、柏村副市長、経営企画部から仁科部長、環境都市部から石井部長、園部緑政課長。こちらが出席しています。よろしく願いいたします。

本日の資料として お手元に「次第」「小坪2丁目県有地について市が活用に向けた検討を行うこととしたプレスリリース」をお配りしております。

配布漏れ等はございませんでしょうか。(オンライン参加者には、事前にデータを送付) それでは早速ですが市長からご説明をさせていただきます。

(桐ヶ谷市長)

みなさんこんにちは。市長の桐ヶ谷でございます。今日は小坪2丁目県有地の活用の検討に向けた説明会という事で開催させていただきました。今日のご参加いただきありがとうございます。オンラインなどでご参加いただいた皆様も、この場にはいらっしやいませんけれどもご参加いただきましてありがとうございます。

今日は、次第にありますように3つのお題でお話させていただきます。

1つはこういう検討に至った経緯ということでありまして。次に判断に至った理由。これは第3回定例会でも議員の方々から大変多くのご質問をいただいたところでありまして。そしてまた同様に今後の活用について3番目にお話をさせていただきます。

まずはこの小坪2丁目県有地についてであります。映像等も出しておりますけれども、そもそもよく知ってるよという方、どのくらいいらっしやいますか。

では、逆に知ってはいるけど場所は実際知らないという方はいらっしやいますか。

今日は特に小坪2丁目県有地の名前は知っているが逗子市がどう動くのか見極めたいという方々がいらっしやるとお思いますので、そういった方々に対してもご理解いただけるようにこれからお話をさせていただければと考えます。

経緯でありますけれども、これはプレスリリースにありますように、まず8月8日、夏です。県の副知事に県有地の活用について検討したいという事で申し入れをして参りました。理由は民間売却をすると県の方針として検討したことでありますけれども、これに対して一定期間猶予してほしいというお願いをしてきました。副知事の方からは、了解したと。その代わりこの年度末3月までには結論を出してほしい。こういう期限がつけられたところでありました。

この活用につきまして、市民の皆様のご理解がいただけるならば、次のステップに移る。その次のステップとは、購入に向けた検討を開始するという事です。こうした手順を踏みまして、市民の皆様からもご理解がいただけるならば、次のステップに進みたいというのが私の考えであります。

この小坪県有地であります、経緯から少しお話をさせていただきます。

昭和49年といいますから、三島市長時代です。逗子に県営住宅を誘致しようという動きが出てまいりました。10年近く様々議会でも議論がされたうえで、昭和57年、1982年になりますけれども、県の方がその要請を受諾したことがございます。これが昭和57年です。当時の市長は三島市長であります。

そして、県の方が昭和59年、その翌々年に今の場所を取得したという事でありまして、その翌年昭和60年、1985年になりますけれども、着手予定が表明されまして、そこから反対運動が起こってきたという経緯があります。約40年にわたるこれが一つの争点になっておりました。

その時の逗子市を考えますと、昭和57年が三島市長であります。そして池子の問題が大きな逗子市の課題となって市を2分する騒動がずっと続いてきたその時であります。そして昭和58年に富野市長が誕生いたしました。

ですので、57年に県が県営住宅に合意し、59年に取得が完了するわけですが、その前年に富野市長が誕生したという経緯であります。

ご存じのように逗子の緑を守るというのが大きなテーマでありました。その延長線上にこの県有地があったというふうに私は理解をしております。そして長年の小坪2丁目県有地の反対運動が起こってきた中で平成12年になります。

県として1982年に要請を受諾をしたところから始まり、2000年に県が建設を取りやめる決定をいたしました。行政的には、そういう行政目的がない土地ということになりますと、普通財産として管理します。ですので、県としてはこの2000年をもって県営住宅を作るべく行政目的を持った財産から、将来は売却をするという活用の予定がない土地ということから普通財産に位置づけを変えて現在に至るわけでありまして、

この2006年には、県が柵を設置するという事が提案されました。色々人が立ち入ることから危険があると判断したのでありましょう。柵を設置するということには今度は市から、ちょうど選挙にも絡めたと聞きますけれども、工事の延

期要請を出したという経緯がございまして、以来県の方もこの土地を普通財産にしていづれ処分をしてと考えているところが、長年にわたり膠着状態であったということでもあります。

こういった中から2番目になりますが、判断に至った理由を申し上げます。

今回県の方から民間売却をするというお話がありました。その中には正式な提案ではございませんけれども、逗子で（貸与を受けて）活用の考えはありますかという問がありましたけれども、そうすれば売却を猶予するような意味合いの提案がありましたけれども、私はそれをお断りしました。と申しますのは、問題の先送りでしかない。決してこの問題の根本から解決する策ではないので、安易に先送りはしたくないという考えからこの案にはお断りをしたというところでもあります。

しかし、場所を見てご存じのように、レッドゾーンもあります。丘陵地でもありまして道路の取り付け状況も課題であります。そういったところでありまして、民間が手上げするにしても私自身考えて、これはかなり難しい土地ではないかと判断をしておりました。しかしながらそうはいつでも民間事業者の中に手上げするところはゼロとは限らない。もし民間が手上げをしてから民間と交渉するのは大変難儀であると感じておりました。例えば民間が取得した場合を想定しますと、取得額、これに金利等を含めた様々な経費、それから土地利用の計画をします。住宅にするならそこに何戸取得していくらの事業規模になるのかとこういう計算をします。そこに得られるべき利益、この利益を交渉の先にはおそらく要求してくるであろうと考えました。ここまで行ってから民間事業者と話し合いをし、公共の施設にするには大変無理があると私は考えておりましたので、県が民間に売却する旨の説明会を開くその前に、まずは一旦この課題の検討をしたいということから8月8日に副知事に申し入れをしたところでもあります。

どういう理由で判断をしたのかということではありますが、過去からも様々な課題、これは私も承知しております。そしてまた今回は民間売却の方針が出されてからの反対運動も存じております。そしてなおかつ今回ですけれども8,000筆を超える署名が集まり、知事の方に提出をされました。今はこれが10,000筆を超えたと聞いておりますけれども。こうした皆さんのお考え、これは大変重要だと判断をしたところでもあります。

そしてこの経緯に至っては、皆様から多くのご質問をいただきました。6月の議会では活用の考えはないと答弁しておりました。それが8月には活用に向けて検討するということに考えを変えましたので、それはなぜかという質問を多く頂戴したところです。しかしながら、長年の経緯をしっかりと解決するのが私の役割だと考えておりましたので、このタイミングでの判断に至ったという

ところであります。

そして今後の活用ということでありまして、この活用に対しましては、これまでは市側には活用の計画はないとずっと言い続けてきました。これは理由はあるんです。といいますのは、県の所有ですから、県が持っているものを市としてここあればいいよね、ああ使いたいよねというのはこれはとんでもないお門違いでありまして、所有もしてないのにここはこうあればいいということはいくら言っても行政の計画に入れること、これはあり得ません。ですので、県の所有である以上は市にはその活用の計画はないということがこれまで首尾一貫してお答えしてきたところであります。

これに対しまして、課題はたくさんあります。先程申しましたように、レッドゾーン、土砂災害特別警戒区域が指定されているところであります。それと道路の取り付け、これも大きな道路に接道しているということでもなく、住宅街の中に接道すると。こうした立地も考えながらまずこれを活用するにしてもどういう活用があるのかという事を考えます。この中に特に今私が考えていますのは、基本は公園だろうと思います。

しかし、小坪地域でとらえるならば、近隣にまだたくさん公園がありまして、地域ごとまた逗子市全体を見ても公園は県内でも充足されている都市になります。その中でまた更に新たに公園を取得という事は少し無理があると私は考えます。その中で活用でありますけれども、私はかつて小坪住民協からも要望が上がっておりました災害時の一時避難所、何かあったときはあそこを逃げ場所に指定して使いたいんだという要望は頂戴しておりました。また私が市長に就任した年、台風がいくつも襲来し、そして避難所が開設されました。その時に見ました風景が非常に焼きついております。小坪小学校でありましたけれども、ペットと一緒に来られたご家族がですね、通用口のところにいらっしやいました。「中には入れない、ワンちゃんいるから私たちはここで結構です。」と。いろんな方々にお聞きすると本当に家族同然のペットを置いて自分だけが避難することはできないと皆さん異口同音おっしゃいます。逗子市はペットの登録数でありますけれども、県下5番目でありまして、市の中で5番目。ダントツにすごいのは葉山町でして、逗子市は7.7世帯にペット1頭になりますけれども、葉山町は5世帯ちょっとでペット1頭とダントツにペット数が多いんです。それに比べると逗子は若干落ちますけれども、それでも逗子市は7軒に一人はペットと一緒に生活されている。そう考えますと家族同然のペットを置いては避難できない方々のためにもこの県有地が例えばペットと同伴の一時避難所に活用することも可能じゃないかとも考えました。

こういった考えをもとに通常は今利用されているような公園の目的を持ち、そして災害発生時にはそういった一時避難所もしくはペット同伴での避難もし

くは本当に大災害が起きた時にはあそこに仮設住宅を作らせていただくことがあるかもしれない。それとか災害がれきを置く場所がない。例えば近隣のところを見てもそういった場所がない。そういった場合に、がれきの集積地、災害時においてはああるかもしれない。こういった考えのもとに皆様と活用についてご意見を交わしていきながら、それもよしとされるというご理解がいただけるならば、これは取得に向けて動きたい。

今考えております中に取得できないケースもあると考えております。一つは市民の皆様、例えば小坪地域の方々はずいぶんやってくれと。しかし市全体の中で考えたときに果たしてそれは適切かというご意見も出るだろうと思います。

そうした皆様のご意見を参考にさせていただきながら、その取得に向けてのご理解がいただけないという事になるならば、これは断念をせざるを得ません。

またもう一つは、来年度考えておりますのは、調査をしたいという事です。危険度がどのくらいあるか、何にどういう費用が掛かるかという事を。今の状態では県の所有ですから市としては何も調査をしておりません。これを市として調査をしていく費用に対して議会からそれはならんと、否決をされた場合、これは取得が難しくなります。

こういったこと、また取得のための費用が今後発生します。これはすぐ来年ではございません。再来年度以降がその取得に向けた費用を議会に提案していくわけですけれども、それが逗子市の規模に合わないというような、例えばそういう理由から否決をされるといった場合には、これは取得は断念せざるを得ないと考えます。大きくはこの3つが取得できない場合だと考えます。

しかしながら皆様の10,000筆以上に上る要望もある中、これをいかに活用するかはご意見を伺いながら理解が得られるように、これからも努めてまいりたいと考えます。

公園を取得するとなりますと、維持管理費用が発生します。それには今は県が負担していることとなりますけれども、それが逗子市の負担となります。そういった点におきましては、できるだけアダプトプログラム、これは里親制度というのがありまして、地域の方々が可能な限りご協力いただくと。例えば大きく伸びた木を伐採するには重機が必要、職人の技が必要とここはやってくださいとは申しません。しかしながら日々の管理、そういった清掃を含めてこれは里親制度でお願いをしたいとうことは考えております。

そうしたことまた市全体の活用という事を考えますと、トイレが必要。災害時も活用するとなるとトイレが必要になります。それから市全体の利用となった場合には、若干の駐車場が必要になってきます。地域の皆様の中からは、「いや、駐車場なんていない。」こういうお声をいただいているのは私も承

知しておりますけれども、トイレもいない、駐車場もいないとお聞きしております。しかしながら、市全体の公園で災害時に活用する、ましてや一時避難所として活用するこういったときにトイレもなく、また車を置けるスペースも全くゼロ、路上駐車になるのかと。こういったことを考えますと、これはあそこのなかに最低限の必要なものは設置するべきだと考えているところです。

ただ、申し上げるのはハコモノを作るつもりはないということだけは申し上げます。市の施設として恒久的な施設はそこに作るつもりは全くありませんので、そこはご理解をいただき、そして駐車場なども何十台も停められるようなそういった駐車場のイメージは市としては持ち合わせておりません。

そういった状況の中で皆様のご理解がどこまで進んでいくのかという事がポイントとなるため、今日こういった説明会を開催した次第です。

ぜひ来年の3月に県に答えとしてお返しする前にぜひ皆様から様々なお考え、ご意見を聞かせていただいた上でどういう判断をすべきか、そして取得をするという事になりますと、これは以後ずっとコストがかかってくることとなります。そうしたことを踏まえたうえで皆様のご理解をいただかないと、なんでそこに税金を投入してるんだということになっては元も子もありません。こういった意味で皆様からご意見を頂戴しながらご理解をいただく、今がその作業であります。細かくは今所管の方から説明をしてもらいますけれども、年内にはそうしたご理解の形成をしていきませんと予算編成ができません。ですのでそういうタイムスケジュールについては所管のほうからこののち説明をさせていただきます。

どうか一つ、そういう考えで動いてきたことを理解いただければと思います。

後ほどいくらでもご質問はお受けいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(四宮企画課長)

そうしましたら質疑応答に入る前に市長からお話がありました流れというところですね、簡単にご説明をさせていただきます。資料としては次第、画面に投影するステップのところがございます。大きく年度ごとのステップというところで申し上げますと、まず今年度こうした説明会を行い、ご意見ご提案そういったものを踏まえて市としての大まかな活用に向けた方針ですね、こちらを検討してまとめ、12月の広報ずしに合わせて別紙のチラシとしてこの活用の方針について全戸配布という形で皆様に御周知をさせていただくという事を考えております。

こちらにつきまして、市民の皆様にとって大きな反対がなければ、市長のご

(園部緑政課長)

まずレッドゾーンに関しては、一定の傾斜があること、隣接して住宅があるということで、その土砂の崩壊があった場合に人家に影響があるという事でその危険性をレッドという形であらわしているというものです。ただちにそのレッドゾーンがすぐにでも崩れるというのは別の話になりますので、ただ災害時にレッドゾーンに指定されている地区の方に関しては避難を早めにしていただきと、そういうアナウンスをさせていただいているとうことであります。

《参加者2》

それは避難先としてはあり得るんですか。

(四宮企画課長)

もう一つのご質問という事ですか

《参加者2》

最初の質問で、レッドゾーンであれば災害時の避難場所にはならないと思うんですよ。そこから逃げなければいけない場所なので。そこが相反している説明のように聞こえたので、そこに関して説明をもう少しお願いします。

(園部緑政課長)

小坪2丁目県有地に関しましては、開けた土地がありまして、その部分に関してはレッドゾーンの指定にはなっておりません。

《参加者2》

じゃあ、レッドゾーンの説明をされてたのはどういうことですか。

(園部緑政課長)

レッドゾーンは一定の傾斜のあるがけ地を表しています。今前掲のちょうど緑が右側にあるところがあると思うんですが・・・

(四宮企画課長)

ここが、平地のところですね。右側の平らな部分はゾーンの指定がなくて、こうした傾斜地の外周の部分がレッドゾーンになっているというイメージになっていますので。

《参加者2》

じゃあそうすると、避難場所として活用できる土地とレッドゾーンとして管理をしなければならない土地が両方ある場所になるからという事ですね。

(四宮企画課長)

はい。

《参加者2》

分かりました。ありがとうございました。

(桐ヶ谷市長)

あともう一つ、県有地のまま・・・

(四宮企画課長)

もう一つのご質問で、県有地のまま避難場所として県の方で指定はされないのかというご質問になると思います。ここの説明はちょっと難しいところなんですけれど、普通財産というご説明を申し上げたんですけれども、今県が持っているのは普通財産という位置づけとなっております、財産には行政財産と普通財産と種類がございます。行政財産というのはいわゆる行政目的で使用するということを前提に所有しているという事になりますけれども、ご説明の中の経緯で県は県営住宅の建設を断念したあと普通財産に位置づけを変えています。普通財産はどういった財産かというと、基本的には行政財産ではないので、例えば売却するですとか貸し付けるですとかそういった財産の取扱いになります。なので、今回も基本的には県はあの場所を保有するではなくて手放す方向で考えているので、県としてあの場所を保有して避難場所として整備をするとうことは、県としてはないという前提です。

《参加者2》

県が売却の方針であったということは理解しているんですけれども、先ほどの説明から。そこに対して例えば行政財産に変更して県民のための災害時の避難場所として整備してくださいというような要望を出すという選択肢は逗子市としてはないんですか。ということをお伺いしたかったんです。

(四宮企画課長)

はい、申し訳ございません。県としても行政財産として持っていていただくことをお願いすること自体はできると思いますけれども、この間色々やり取りしている中で、県としても行政財産とするという事はそこに一定の投資をして公園

なのか緑地なのか。県の公園としてみると大きさも適さないというところがありということなので、求めることはできると思うんですけども、県が行政財産として何らかの整備をして行政目的を果たしていくという考えはないという確認はしているということです。

《参加者2》

分かりました。ありがとうございます。

《参加者3》

一つ一番最初に聞きたいのは、先ほどから市長のことなんだけれどね、県有地を市が買うか買わないかはまだですね。はっきり意思表示してないよね。いまは避難場所のところの問題が出てます。なぜこの、私の住んでるところはあの写真の前の小坪ハイツなんです。ここから見た写真はこれ、現実すごい山になったんです。側には民家があります。その中であそこを避難場所にするという構想はね、これ前の話になるんだけど、3年か4年前に披露山を避難場所って市の人が出たんです。私もその時に、「じゃあお宅さんすみませんけど。」と聞いたんです。「披露山まで歩くのにどのくらいかかりますか。」と。その人たちは「10分位で歩けます。」と言ったんです。ちょっと待ってくれと。下からね、あの坂道を10分で行ってくれる？行って帰って来てくれますか？」「私は行ったことはない。」と。行ったことがない人たちがそういう説明をどんどんしているわけです。ちょっとおかしくないかと。もうちょっと勉強してから話を進めるならいいけども、そういうことも全然知らずに、一方的に市の人達は。「お宅たちはどこに住んでるんですか。」「私は逗子の人間じゃないから知りません。」と。知らなくてよくここへ来たね。もうあきれ返ったんですよ。

この話もこうやってここをもし避難所にするとするならば、あの土地はあの山を崩して平らにしなきゃいけないよね。それくらい考えないとただ避難所になるといってもどうも。後の何か、前の大事な話が全然出てこない。後ろの話ばかり市長の方も。回答してはいる。ただしまだ正式には決まらない。それは分かります。私たちの一番個人的な意見を言わせてもらえば、自然を壊すな。壊したものはもう元には戻らない。だからできるんならば本来ならば、自然のまま県が管理してくれればそれでいいわけ。これが市になると市に負担がかかるよね。それも難しいのかもしれない。だけどできればそのこともちょっと頭の中に入れて。

あともう一点だけお願いがあるんです。これなんで…これ広報に載ってましたよね。10月号に。今後こういう会議があると思うんです。できれば広報に載せてもらいたい。なんでそう言うのか、だけどこれも問題があるんです。広報

を読む人と読まない人がいます。だけど掲示をするにはそうじゃないと、私たちはもし広報に載らないとするならば、これ(次第)をプリントして6棟、6か所に掲示しなければいけない。もしくは1枚でよければ掲示版においてもいいけど。けどもし広報に載せていただくと、今回載っていたんです。だからそういうのを載せていただくと、もっときめの細かいところが出てくると思うんです。私たちが個人的に言うことは許されないので、あまりにも市が県と話をして、下の段階じゃあみんなでどうしようかとなれば話の土台に乗れませんが、今の状態では土台も何もない。土台がどこにあるか私は分からない。言葉だけは出てくるけどね。それはまだ先の話ですから、ということの要望なんです。

《参加者4》

今の方に対して一つだけ発言させて下さい。ごめんなさい。本当はいけないんだらうけれども。今の方の一番目のおっしゃられた内容について。私はそのところが山になっているというのが防災というか、避難場所としてふさわしいと思っています。なぜならば地震で津波がきたときに小坪の海に近い方たちは山に避難しないと助からないんです。そういう意味であそこは避難所って思ったんです。だから、あそこは山で大変だらうけどみんなで助け合ってよいしょよいしょってあそこ登って津波を退避したいと思って、あそこに避難所作ってと私は思っています。以上です。

《参加者3》

それは否定しません。

《参加者4》

ありがとう。

(柏村副市長)

お答えいたします。最初のご質問がございました。避難場所という事ですけども、市長が一時避難場所という事でご説明を差し上げました。避難所と一時避難場所が違うのは、避難所とはある程度数日生活する場所という形になりますけれども、一時避難場所というのはあらかじめ家族の中で話しあって、何かあったら一時的に避難する場所というふうに決めておく場所なんです。ですからそこで何日も生活をするというような場所ではないんです。一時的に避難をするという場所でこの小坪2丁目県有地が適しているんじゃないかというお話がございました。ですから平らになってもある程度一時的に避難する

という土地には適しているとは思いますが。そういう意味でございます。

(仁科経営企画部長)

今のご質問の中で、広報に掲載をというところで、本日の説明会につきましては、10月号の広報誌の方で載せさせていただいてご周知はして、これまでの経緯も簡単にお示ししてはいますが、今後の流れですね、おそらくお話いただいたのは、5年6年7年、この先の流れというところかと思えます。こちらにつきましては、12月の広報誌の方に折り込みの方でお知らせをさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

(四宮企画課長)

どうぞ。

《参加者5》

3丁目に住んでいる《氏名》と申します。先ほど市長のお話で、三島市長のお話がありましたけれども、昔ここ一体は山で、山田市長の時から逗子市の山が崩れ始めたわけですね。それで団地化が進んだという経緯になっているはずで。ここの2丁目も昭和20年くらいから開発が始まり現在の形になって徐々に徐々に現在のように山が削られ、浸食されて残ったのがはげ山という形になったと思います。私は質問ではなくて意見ですけども、第2回定例会、今年の6月ですね、定例会の議会便りの165号、9月1日に発行されています。それによりますと3人の議員が質問されています。非常にいい質問が、八木野太郎議員と松本寛議員が質問されていて、特に松本議員のお話の中ではげ山をどんなようなあれがいいのか市民の声が色々よくまとめられています。例えばですね、「周辺地域に公園が著しく少なく、この広場を失って健全な住環境が保てない。」「40年間親しまれてきた広場は売却より開放を。」「豊かな自然と防災機能を有す広場は行政財産として維持すべき。」それから、数字的な根拠をもとにして議員が質問しています。それに対して、最終的にこの市長は「何度も申し上げるが、県は普通財産を処分することの方針に対し、市は経緯を見守る所存だ。」このようなことを言われたと議会便りには書かれています。ところが先ほど市長はこの方針は変わったという事で、市長のお話ですと、8月ですね、8日に早速県の方に行って県の方に市の意向を伝えた。その内容がですね、このペーパーによりますと、一定の目的の下で市の課題解決につながる可能性がある。私はよくわからない。一定の目的の下で市の課題解決。課題ってなんだ、というのはよくわかりません。ただここで言っている当該地に係る市の意向を当該地に市が活用に向けた検討を行いたい。それに関し

て時間的な余裕をいただきたい。県は要請について今一つ理解できないところがあるんですが、市の意向を受け止めるが、年度末までに検討を終えてほしい。という事で、県としては市の意向が整えば県は市に売却する意向がある、もちろん条件はあるんでしょうけどね、値段的な、というような受け取りでよろしいかなと思っています。先ほどから活用についてという事を話していますが、何もしなくていいんじゃないかなと。市はここで言う「行政財産」で持っていればいいんじゃないか。何も今すぐ活用を決めてそのうえで売却の交渉を検討する、ということでも市が行政財産。民間企業でも固定資産ですね、市の固定資産として持っているだけでいいんじゃないか、それだけの価値がこのはげ山にはあるんじゃないかと思っています。というのは、松本議員が言っているようにこのはげ山は非常に環境的に恵まれている。公園がありすぎる、沢山あっていいんじゃないか。まあ維持費がかかりますけれど。ですから何も活用を先に決めるのではなく買ってからだって活用を考えればいいんじゃないか。市の財産として保有すればいつでも何時でも市の意向で利用する方法が考えられる。と私は思っています。ですから、活用方法が決まらないうちに進まないという話ではなくて、活用というのが後でも考えていいんじゃないか、だから買うことがまず先だろうというように思っています。質問じゃありません。意見です。

(柏村副市長)

ご意見ありがとうございます。今のお話で、民間のように資産として持つておけばいいんじゃないかという話でしたが、行政としては先ほど課長から説明をいたしましたように、財産には行政財産と普通財産がございます。市として土地を取得するには行政目的をもって何に使うのかという事を議会に説明して議会がそれを認めて初めて取得の予算が付くというような流れでございます。ですから何も活用はしない、活用目的がない土地を市が取得するというのは通常ではございません。ですから活用を決めて、この活用をするから、この課題を解決するためにこういう活用をするから議会の皆さん認めてほしいという予算を提案して、議会が判断をする流れでございますので、普通財産で市が買うというのではないものでございます。

《参加者5》

今のお話ですけどね、昔の学者が言ったんですよ、役人学三則、それもその2番目も全くそれも当てはまりません。それは根拠を盾にした形式的理屈。まさにそれだと私は思います。そうじゃないだろうと、実質的な話をした方が私はいんじゃないかなあと思います。

(桐ケ谷市長)

私も民間におりましたので、民間ではよくあります。社長がこうやるぞと言ったら責任をとってその方向に行くでしょうけれども、行政である以上はですね、議会がチェックをするという仕組みがありまして、目的のないまま市長が「いや、これ欲しい。市が買いたいから認めてくれよ。」とこれは通らない。逆に市民の皆様の税金をお預かりして運用を活用していく中に他にも様々な市民要望のある中からこれをどうするかと。余裕ある財政の中でまあこのくらいいいかというわけにはいかない。今のことを考えますと、これは民間と行政ではやっぱり違う。私も民間におりましたからよくわかりますけれども、そこはお考えをよくご理解いただきたいと思います。

《参加者 5》

市長は前回市長に立候補されたときにですね、確か私の記憶では民間企業の経営の手法を市政に取り入れるというお話をされました。まさにこれがその時期じゃないですか。

(桐ケ谷市長)

いや、それはやれることはどんどんやりますけども、この市の皆様の税金をお預かりしてその中で活用するとき、俺はここだけほしいんだよ、だからここに金を使わせろよと、これはない。申し訳ないけどそういう考えでの運営はできませんので、言葉の一部は当たっている部分もありましようけれども全体をお預かりする意味では、それはちょっとご理解をしていただかないといけないと無理だと思います。

《参加者 5》

ですから私じゃない、学者が言うんですね。形式的理屈なんですね。

(桐ケ谷市長)

それはそれで一市民のお考えでしょうから、それは今この場での理論じゃないと思います。よろしくお願いします。

《参加者 6》

はげ山の近くに住んでおります、《氏名》と申します。あそこはどう言ったらいいでしょうか。本当に素晴らしいところです。あそこに立つとですね、逗子全体をととても感じます。鳥の声が聞こえて、鳥の道があって、水の音も聞こ

えてくる感じがして、山から海へ流れているそういったことを感じます。それはあそこに立つと逗子全体の自然体系、生態系を感じる場所なんですね。今回こういう形で市長が県から逗子市に買おうよとおっしゃって下さったことに本当に敬意を表します。そうするために市民の皆さんが様々な活動を展開されたことにも本当に深い敬意を表したいと思います。

しかし、一つだけいろんな目的とか活用とかの議論の中に、実は皆さんおっしゃっているんだけどもワードで出てこなかったとても重要なことですね、「青い海とみどり豊かな平和都市」ですね。それが私たちこのはげ山ってなにかという事を考えると、このはげ山はその目的に沿ってしっかりと機能している一つなんだということをととても感じるんです。逗子市は何かというと、言うまでもなく池子があつて、池子自身がですね東京の首都圏の50キロ圏内に唯一残されている巨大な生態系が存在して、様々な猛禽類が、それから木々が存在しています。その生態系が今や中心として逗子市の中が巨大な50%以上が市街化調整区域というのは本当に珍しいことですし、それだけの大自然を持ち、その価値を認めたのが先人たちが先ほどの標語を作った。私たちも皆さんもその標語に向かってお仕事をされているかと思えます。

私が申しあげたいのはですね、逗子が誇るべきものは何か、二つあると思うんです。この豊かな、本当に素晴らしい、これは奇跡的に残っている守らねばならない自然、大自然と言っていいほどの自然ですね。もう一つは逗子の名物は何かと言われたら市民活動だと答えるようにしています。それは戦後の横須賀からの独立運動、池子の森も含めて今まで逗子の市民活動がやってきたことというのは、どれを分析しても正しいんです。いいことをやってるんです。時代の先を見て運動を活用されていて、自己利益のために市民活動をしたという事例は逗子の中にはない。それは自信をもって、それほど逗子の皆さんの市民活動は素晴らしいし、それほど逗子の行く末をいつも心配しながら市民の皆さんが活動してこられたという事が言えると思います。いま市長がおっしゃったように、それを県から買って逗子の所有にしたい。これは、私達市民に近づいてきたという意味で個人的に評価いたします。

さらにもう一つとても重要なことをおっしゃったのは、市長はこれを市場に出さないという決意をおっしゃったと私は理解したと思っています。私たちは逗子市に来るのはとてもいいことなんだけど、逗子市に来ると今までのケースだと様々な魑魅魍魎がいてそれを市場に出して金儲けしようとする餌食になってしまって、いつのまにか市場に出して、ちょっとでも市民活動がおろそかになってしまうと。知らないうちに市場に出してしまっていると。それをそういうことはしませんと、みんなが所有してみんながエンジョイというのか一緒に暮らす、そういう場として、そしてこう考えますとおっしゃっているわけで

すね。

私が申しあげたいことは、はげ山とは何かということなんです。はげ山はすでにその存在によって一つの活用をされていると思います。逗子の大自然を、貴重な自然が池子を中心としてハイランドまで伸びて、素晴らしい自然体系が残っているんです。やっとな残っているんです。それをもしはげ山が普通の市場に出て住宅地になってしまったら、この大自然の一角が崩れていくという事です。さっきどなたかがおっしゃったように、私たちは昔どどんはげ山の一部を含めて、私は今亀団に住んでいるのも、昔思えばあそこは大自然だったわけですから、それを崩してとんでもないところに私が住んでいる。それをはげ山を見ながら感謝している。本当に個人としてどう生きているのかと矛盾は感じますけれども、しかしだからなおさらこれ以上すべきではないというふうに思っています。

今回その土地を逗子市が所有したことを通して、私たちはまず市長にお願いしたいことは、逗子市全体の自然環境政策はどういうものか、その中の体系の中でこのはげ山も位置づけられる。だから他の自然体系もですね、全てがそういうこともあるんじゃないかということで十分私は、市長が心配しておられたことは要するにこの莫大なお金を使うことを通して逗子市民全体の理解が得られるかどうかという事を心配しているならば、それはもう逗子全体のどういった環境になるのか、逗子の目的の標語が私たちが守ってきたぜという中で池子の森を位置づけたならば、逗子の市民の皆様はその有用性を理解してくださるはずだと私は信じています。

それをですね、はげ山の問題だけを通してどうやって活用するのか、こういう議論をするとですね、なかなかそうでないと行政としてダメなんだと。しかしそうでなくて全体までひっかければ。もう3回ぐらい繰り返しています。という点ではですね、今活用するため次の段階の小さいことで、一部を避難場所にしようとかという事を考えていて、それを言わないと県も認めてくれないよと言ってるとしたら、それは違うんじゃないかと思っています。私たちはまずこの自然をこのまま守る。それが逗子全体を守ることになる。その中でじゃあ一時避難場所にする必要があるならば、それはそれでちょっと考えればいいだけであって、一時避難場所をあてにしなければ買えないよというのであれば、全く全然そんなことないんじゃないかということを知りたい。あと、一つだけ市長にお願いしたい約束をですね、県知事も守ってきていただいたことは、要するにこれをどうするかという事については、市民の周辺の皆さんの賛成がなければやりませんというということに県知事も同意して下さったんですね。このことをまず市長も継承するという事をきちんとしていただきたいと思えますし、ぜひとももう一度活用とかそういうことではなくて、はげ山が存在する

だけですでもう十分活用されているという位置づけをしていただきたいと思います。
います。以上です。

(会場：拍手)

(桐ヶ谷市長)

ありがとうございます。思い考えは何もずれていないと思っております。一つは、活用、活用といった中、公園以外にどんどん使うのかという意味にお取りになられているのかもしれませんが、自然は残すといっています。ただ市の財産である以上は、何か災害時発生するような大変な非常時にはそういった活用に対してもご理解をいただきたい。こういうお願いでありまして、あれを日頃から何かしてこうしてとうことではない。自然は、でも逗子市として災害で困ったとき、今から活用についてはご理解いただきたいという意味であります。それと、私自身も今所管の方にいろんな指示を出しますが、災害対策上はコンクリートで防災工事をしなければなりません。例えば今小坪小学校の斜面地も、急傾斜地も工事を県がやっていたいておりますけれども、なるべく緑を残してほしい。災害用に今法枠ということで防護しますが、できるだけ緑は残してほしいと、これは常に要望の中に入れて所管に指示をしております。例えば披露山の公園に登るところも防災工事しました。下の方はさすがに押さえないといけないのでコンクリです。しかし上位、上段の方は緑が生えるようにしてあります。緑がやがて下の方に垂れてくるようになれば、コンクリートがむき出しで見えなければ可能な限り隠していきたいと考えています。故石原慎太郎さんがですね、かさぶた、かさぶたと言ったようですが、市内を見るとどうしても斜面地が崩壊したところをコンクリで押さえる、これがかさぶたのように見えてくるんですが、可能な限りそれも最大安全に期しながらも、緑を守りたいというのが私の考えですので、今後もそういった意味でやむを得ない箇所の防災対策はやらざるを得ません。しかしながら少しでも緑が視野に入るような工事をしていきたいというのは、私から所管の方にいつも言っていることでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

(会場：拍手)

(四宮企画課長)

それではご質問ある方、すみません、皆さんご質問あると思っておりますので、簡潔にお願いします。

《参加者 7》

先ほどご説明の中で、維持管理は里親制度でって。それをぜひ地元だけじゃなくて、広報でこういうことがあると。市民の中で興味関心、これをやりたいという人はどうぞ来てくださいというような形で、開かれた里山にさせていただきとうれしいなと思います。

(四宮企画課長)

ご意見ですね、ありがとうございます。後ろの方すみません、手を挙げていらっしゃると思います。

《参加者 8》

質問を3点させていただきたいんですけれども、署名10,000近く集められているのはすごい数だなと思っているのですが、この署名の主催は何かということと、その10,000票の署名の要望とか活用の仕方とか示されているのか。売却しないでくれだけなのか、売却しないでこうしてくれという活用方法まで示されているのか。そこを知りたいというのが1点。

公園かつ一時避難場所という選択肢を提示されておりましたが、他にもまだ選択肢を考えていらっしゃるのか、っていうところ。

3点目は、一時避難場所、公園にした場合の問題点を今抽出しているのか。特に一番影響を受ける近隣住民の方たちだと思うんですけれども、その方たちから意見が出ている状態でしたら教えていただきたいと思います。

(仁科経営企画部長)

それではまず1点目の署名につきましてお話をさせていただきます。団体の方は「次世代に逗子の自然を受け継ぐ会」という方々でありまして、インターネット等様々な方法を使って集められたわけでございます。この署名自体は、県知事あてに提出されたものでございまして、その提出の都度市の方にも、お知らせいただいております。署名のタイトルとしましては、「次世代につなぐ原っぱと森を守ってください。県有地通称はげ山の民間売却方針に再考を求める要望書」というタイトルとなっております。もともと県が民間に売却することを再考をしてほしいと、それがタイトルとなっております。

(四宮企画課長)

それでは2点目、3点目、ご質問いお答えさせていただきます。

まず、公園かつ一時避難場所ということなんですけれども、まだ今後の検討というところですので。あくまで活用に向けた検討を始めるというところのご

意見を今伺っているところです。

問題の抽出ということですね、影響を受けられる近隣の方のお話を伺っているのかという事ですけれど、まだ具体の検討に入っておりませんので、これは今後ご意見を伺っていくことになると思います。

《参加者 8》

では一時避難場所というのは逗子市の職員の方の中だけでカバーされているという事ですか。

(四宮企画課長)

小坪の住民自治協議会の方からですね、こちらは、一時避難場所、緊急避難場所を求めるとい事で行政の方にご要望としていただいていることですので、そこを含めて行政としては一時避難場所として。一時避難場所というのは、指定をするものではございませんので、現時点でもあそこの場所に一時の避難としてお逃げになる場合は想定される場所だと思います。

《参加者 8》

分かりました。ありがとうございます。

(四宮企画課長)

はい、そうしましたらこちらの。

《参加者 9》

亀ヶ岡の《氏名》といいます。先ほどから質問されている方の一つ一つが、心に染み入るようなお話もありましたし、本当にいいご意見が多かったと思います。会長の今のお話の中で財務を一番まで作ったという経歴がですね、こちらにいる方が言いまして、彼が最初の問題に対して動きになっていたんですね。すぐそばに住んでいらっしゃるわけじゃないんですが、あそこを残してあげたい。近所の方もあそこがあるから越してきたんですよという方が多いんですね。そういう動きを見てると緑って大切だなと思っていますし、どこにいても、どの国に行っても緑のある国っていうのは素晴らしいですね。ヨーロッパなんか行きますと、町の中にガーデンがあるんじゃないじゃなくてガーデンの中に市がある、ロンドンなんかそうなんですけれども。コロナでいろんな国を仕事で見て回った場合に、いろんなことを学んできた中で、ボランティアとは何かという事を考えて生きてきたのがございます。彼女が訪ねてきて、募金はどなたですかとって訪ねてきたんですが。彼女に票を集めるから集めていただけま

すかと私に言われたんです。その時に分かりました。じゃあその住民だけじゃなくてよろしいですね。むしろ世界中に広めるでもいいですかと申しあげました。世界中の人に賛同していただくことによって、やはり逗子全体だけじゃなくて緑を守るという大切さはもっと皆さん身近にあるのではないかと思っていただけです。何人か微少ながら外国の知り合いに全部電話をしまして、「いいかしら、あなたの代筆してもいいかしら。」と了解を得たうえで出させていただきました。何もこの土地の人だけじゃあないはずで、署名してくださった方はね。ですからみんなの問題だからここまで来たんですね。私は大きなことを申しまして、10万集めなさいって言ったんです。10万集めれば人の心は動くんですね。もし理解を認めざるを得ないから。だから英断を下された。みんなの前で初めて買うことにしましょうという事を明言されたときに、ああ、この方は先まで読んでらっしゃるなあと思ったから、今度困られたときには私たちがこの方のほうに回らなければならないなと思ったんですね。その維持費がかかるという事を引かかかってきたんですね。議会もそこまで出してまで買うほどではないという意見もちょっと意見が耳に入ったりします。いくら市長だけが頑張っても限度ってあると思うんですよね。体制が今、市長がご説明くださったようにビジネスの世界と、私もビジネスの世界でやってきた人ですからよく分かります。ビジネスの世界のトークと行政のトークはやっぱり国の中に入る行政ですから、ご自分一人では動けない。皆さんの賛同を必要とするという事はよく分かるつもりでございます。それで私はとにかくみんなの前で自分で反対を募る、全てを私は敵に持つというお気持ちで発表されて英断を下されたわけですから、今度は私たちもお手伝いに回らなければならないとは思いました。ですから維持費くらいの一部くらいは、みんなで収益を上げることを考え始めたんですね。商売をするつもりはありません。そこで儲けるつもりもございません。個人のものではないので。緑が大切であることをもっともっとみんなに考えていただける方法はないかというので、今朝考えたのは、ドローンのあの写真を撮った方です。あれを見たら緑でないことは説明はつけるわ。伝わると思うんですよ。それがいくつもあるかも知らないで、ただ楽だから、素敵だけじゃなくて、もっと素敵にしましょうというのが私の考え方です。したがってドローンをもってして、逗子葉山そして横須賀に至るまでドローンで示していただきたいと思います。そして、皆さんにどんなに緑があることは大切だという事を身近に感じるような写真を撮り、それを公開する、そしてドローンで写真を撮り方を教えることなどもできますから、そんなときも。これから申しあげることはいくまでも逗子が買ってからの話です。議会が通らなきゃ何にもならないですね。ですから、収益の一部を、色々なことをやるには何をやるかと全部リストにしましょう。市の方と県庁の方に渡した中にい

ろいろあります。だからこれはあくまでも取得してから徐々にやれることを理想にただけです。そんなわけで、皆さんがご心配であれば、皆さんにやれっ
て私は言えます。

(四宮企画課長)

すみません、お時間が限られています。少し簡潔にお願いできればと思いま
す。

《参加者 9》

ありがとうございます。

(四宮企画課長)

オンラインのチャットでもご質問をいただいておりますので、ここでご質問
に答えさせていただければと思います。

いくつかいただいております。

一つ目ですね、「不思議なのですが、このまま県所有で放置、自然を守では
だめなのですか。」というご質問です。

こちらにつきましては、先ほど普通財産のお話をしたのですけれども、やは
り県は県民の皆様の税金を使って維持管理しているという状況でございますの
で、県としては行政目的を持たないものにいつまでも普通財産として維持管理
費をかけるという事は、県民全体からすると適切でないという考えを持ってお
りますので、この地に限らずですね、普通財産の処分を進めているという中で
すので、このまま保有していただければよいと思うんですけれども、それは
県の考えでは基本的には処分をするということになっております。

2点目ですね、「はげ山の自然を生かした収益モデルを作りつつ防災設備と
しても活用したらよいと思います。そのアイデアを民間から募ってはどうか
でしょうか。」というご質問です。

基本的に公園の管理は市が管理をすることを想定しておりまして、民間によ
る運営は現在考えていないところです。またはですね、仮に今後公園として活
用するというのであれば、具体的な検討に入ることとなりますので、ご意見
として参考にさせていただければと思います。

3点目ですね、「公園としての活用前提で草刈りコストの低減案として、レ
ンタル羊やヤギの活用、自走式草刈り機を媒体として挙げさせていただきます
。」こちらも今後の検討の参考にさせていただきます。

今いただいているご質問は以上となります。

引き続きご質問あれば承ります。

《参加者 9》

先ほどペットが家族同然というお話があったんですけども、一方でですね、アレルギー持ちで動物がいるとその避難所が使えないという方も大勢いると思うので、その避難所を考える際に、考慮いただけますでしょうか。

(四宮企画課長)

ご質問に答えさせていただきます。今の避難所はですね、基本的にはエリアを分けて、だからこそ先ほどのようなお入りいただけないようなことがありますので、これからの検討の中でその点は当然配慮した上で検討していくと思います。

《参加者 9》

よろしくをお願いします。

《参加者 10》

私は《氏名》です。先ほどの何人かのご意見で、やはりこのはげ山の自然環境を保存することが意味があるんだ。私もそれに全く同感です。

県が私有地にですね、民間に売却するという方針を出している。これに対して公に購入して戻すという決意を持った市長には私は敬意を表するつもりです。しかしこの自然環境をいかに保存していくかというのは、ここだけの問題じゃなくて世界いたるところでの課題だと思っています。そういう大きな目で見ても、その範囲に出なくても、小さな小坪というところでやはり共通の認識だろうと思います。それで行政上どうしても、県の民間売却を回避するためにどうしてもこういう施設を残すにはやはり何らかの市としては目的を持った方針で買い取らなきゃいけないとこれはもう市長の意見を採用しよう。ただその場合でもやはり基本的にはいかに自然環境を保全しながらより良い住環境を市民に提供するかというのは私は使命だろうと思います。そのためにはやはり少なくとも公園化するというには、やはり市長の言う通り、水とトイレ、これはやはり遠くからくる方、近隣の人に対しても必要だろうと思っています。駐車場に関しては、どの程度の駐車場をお考えになっているか分かりませんが、私としてはむしろ極端に言えば駐車場はなくてもいいんじゃないかと。なぜならここにはアクセスする方法が何か所かあります。ですからそういう意味では他の近隣の防災公園にしてもそんなそばに駐車場があるわけではありません。他にも逗子市には駐車場がないような公園の設置があると思います。ですから駐車場、避難所とした場合にですね、当然緊急車が入れるような、あるいは公用車が入れるような駐車できるスペースは最低限必要ではないかなと基本的に

は思っています。何も駐車場作るにしても今ある自然環境をいじるというか手を付けないといけないだろうとおもいますので、最低限のことでとどめてほしいなと思っています。以上です。

(会場 拍手)

(四宮企画課長)

ありがとうございます。ご意見として伺います。

《参加者 11》

今後の方針についてなんですけれども、こういうような説明会をまだお持ちになるのか。それとも今日の説明会をもって方針案の変更と書いてありますけれども。方針案が決まった場合に住民にまたこういう説明会をするのか。あるいは方針案を検討する際に小坪住民協の方にですとか、その署名を集めた団体の方にですとか、そういう方たちを含めて委員会のようなものを設置してやるのか。その辺はどういうお考えでらっしゃるのか。今の段階で分かることを教えていただければと思います。

(四宮企画課長)

はい、お答えさせていただきます。

今後の方針という事で、まずこういった説明会を、方針案の策定までにまだ行うかどうかについては、ここの説明会をもって11月検討に入らせていただきますので、予定してございません。

方針案についての説明会という事ですけれども、冒頭今後の流れについて説明させていただきましたが、方針案は全戸配布のチラシをもって皆さんにお示しをすることを考えておりますので、そのタイミングでの説明会は考えておりません。具体的にはそのタイミングというのは、活用に向けたステップ、検討のステップを来年進めるというところの段階ですので、具体的な計画はまだございませんから、いわゆる市民参加という形での説明会ですとか、パブリックコメントですとか、来年度具体的なことをお示しする中でお知らせすることとなります。小坪住民協の人たちを含めたいわゆる検討会ということについては、まず8/26に小坪地区について小坪コミュニティセンターにてご説明差し上げて地区の皆様のご意見は各自治会を通じて小坪住民協の方でおまとめいただくという事でご依頼をさせていただいております。なので、10月末ですね、ここでご意見をいただいて、方針案を策定する予定で進めてまいります。当然のことながら、小坪地区の方々も関係も当然深いところがございますので、来

年度具体的な検討を進める中で適宜情報提供し、色々なご意見、意見交換をしながら検討を進めることを考えています。以上です。

《参加者 11》

その方針案の原案がですね、問題なく今の思いと同じレベルで浸透していく時にそれで結構だと思うんですけども、「ええ、こんなになっちゃうの。ちょっと違うよ。」というときには、そういう要望が出たときには、方針案のところを皆さんで「どこが悪いんですか、どこが気になりますか。」とそういう場を作っていただきたい。そういう問題があったときね、それはいかがでしょうか。

(四宮企画課長)

基本的には方針案、今具体でここにお示しできるものではございませんけれども、まずは具体的な計画をお示しするわけではありませんので、おそらくですね、この説明会で差し上げてるような基本的な行政の考え方ですね、大枠としてお示しすることになります。なので、基本的にはそれに対して色々なご意見はあろうかと思えますけれども、何かそれについて検討していく、一つ進めることについての、大きな反対がなければですね、まずは大枠で検討を進めるに当たっての来年度予算を持っていくという事の段階ですので、細かい具体的な、今公園の話が出ているトイレですとか、そういったものの在り方ですとかは、来年度の検討の中でお示しすると。その中でここは違うんじゃないのかといった議論、ご意見をいただくのは来年度。来年度具体的なことになるのかなと思います。

《参加者 11》

はい、分かりました。

(四宮企画課長)

他いかがでしょうか。お時間が近づいてきていますので。

《参加者 12》

亀ヶ岡の公園の前に住んでいるものですがけれども、犬の散歩を公園に入れるなですとかね、入れる方いらっしゃる。はげ山として犬の糞の問題を言う方もいらっしゃるんですが、何がいいかわからないんですが、シェアという言葉がいいのか譲り合うというのがいいのかわからないんですが、自然を残すのはとっても大事ですね。やっぱり災害、駐車場、トイレ、水、一時避難場所

として。皆さんの意見は分かりますが、ぜひシェアする所にしてほしい。譲り合う逗子市にしてほしいと思います。皆さんの意見はとっても大事ですからね、先ほど言われました。桐ヶ谷市長が初めて取り組んでくれたんです。この市長に対して僕はエールを送りたいし、ずっと続けるものならいいですが、30年40年一夜にしてじゃないですけどね、ましてや残してないのでありませんが、やはり変化してくんだから、ちょっと水があってもいいじゃないですか、駐車場があってもいいじゃないですか。くらいの譲り合いをお願いしたいと思います。以上です。

(桐ヶ谷市長)

ありがとうございます。皆さんのお考えと大きなずれはないと私は考えています。決してあそこになんか眺望がいいからどでかいのを作って名物にしようという考えは全くありませんので、そこはご安心ください。行政、私も携わってですね、何が後でボデイブローが効いてくるかというのは、公共施設をどんどん作るとですね、作ったときは国からの補助金もあったり財政的にその時にお金があたりしてできる。しかし、作ったからには何十年もそれを維持管理するのに莫大なお金がかかってきます。この計画なしに物を作っていったらどんどん大変なまちに変わります。私はそういう意味では、自然を大切にしながら逗子の最大の武器にしなから、そしてどう維持管理、発展させていくかが大事だと考えておりますので、大きく皆様とずれることはございません。その中で今おっしゃられた水道とかトイレとか一部の駐車場とか、問題はあろうかと思えますけれども、それが大きなずれとしてご理解いただけないという事は考えておりませんので、これから方向性がお示しできるとなれば以後そういう方向性に向けて皆様のご意見を頂戴しながら、大きくずれたときはどうするんだという意見頂戴しました。あの、ずれることはないと思っているんですが。まずは大きくはずれることはない。細かいところのずれはそれはあるかもしれない。皆様の目の前に何かができるとなると反対となりますから、そういう意味ではゼロとは言いませんけれども、概ねそういう中で大まかな合意形成をしながら、前進するという事はできると考えていますので、どのタイミングでどういう皆様にご案内するかという事は、また所管の方は状況を考えながら進めてまいります。いろんな意味であの時の判断が、後々子どもたち、孫の代にとってもよかったと言っていただけのようにしたい。これはお約束をいたします。今日はありがとうございました。

(会場 拍手)

(四宮企画課長)

それではですね、お時間になりましたので、本日の説明会は終了とさせていただきます。説明会后のご意見、お質問などは資料の次第に記載した方法ですね、市のホームページ、フォームの投稿や郵送などで10月31日までに送っていただければと思います。いただきましたご意見を踏まえまして、市として活用に向けた検討を行い、12月の広報ずしと合わせて方針案として回答をさせていただきます。本日は説明会にご参加いただきまして、ありがとうございました。

(桐ヶ谷市長)

ありがとうございました。

(会場 拍手)